

序章

都市計画マスタープランの改定について



USUKI CITY
Master Plan Concerning City Planning

1 都市計画マスタープランを改定するにあたって

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（第18条の2）を示すものです。都市計画マスタープランでは、臼杵市の目指すべき将来の都市像やまちづくりのあり方を示し、その実現に向けて、防災、土地利用、道路、公園、下水道等の都市施設に関する方針を定めています。

本市は、平成17年（2005年）に旧臼杵市と旧野津町が合併し、平成20年（2008年）12月に策定した「臼杵市都市計画マスタープラン」に基づいて、貴重な自然環境や歴史・文化との調和を図りながらまちづくりを実施してきました。

近年においては、大規模地震、津波、土砂災害といった自然災害による被害が想定され、これらの対応が必要とされています。自然災害に対して、強いまちをつくるため、事前対策と発災後の対策の実施により、ひととまちを守ることが最重要事項となっています。

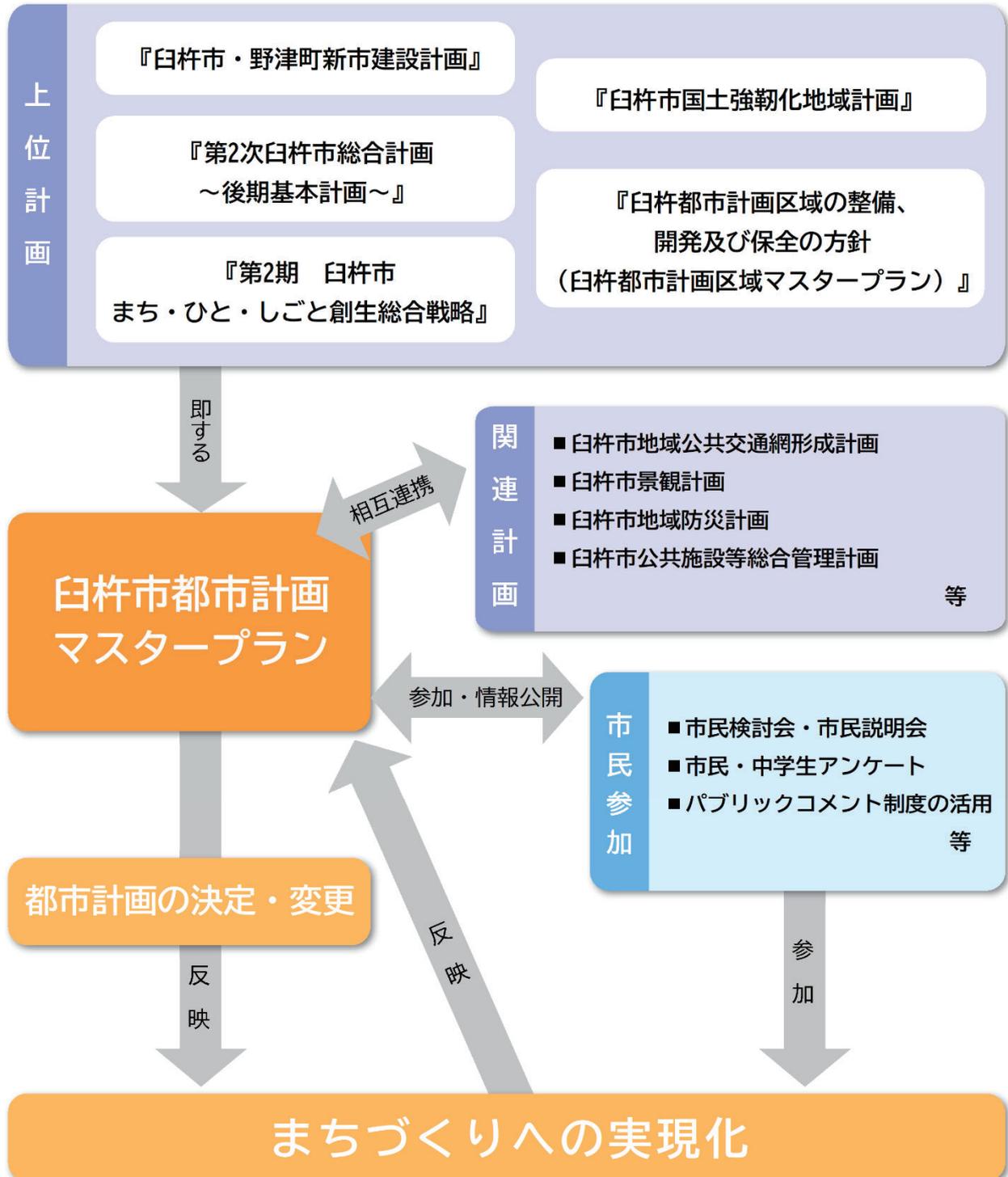
また、人口減少や少子高齢化による様々な課題に対応する今後のまちづくりの方向性を検討し、様々な対策や工夫により人口減少の抑制や少子高齢化社会に対応することが必要となっています。

都市計画マスタープランの上位計画には、「臼杵市・野津町新市建設計画」、「第2次臼杵市総合計画～後期基本計画～」、「第2期臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「臼杵市国土強靱化地域計画」、「臼杵都市計画区域マスタープラン」等があり、これらの内容を反映した見直しが必要です。

これらの状況を踏まえて、市民・中学生アンケート、市民検討会、市民説明会等の実施や開催を通して、得られた意見を反映し、長期的なまちづくりの方向性を示した「臼杵市都市計画マスタープラン（改定版）」（以降は本計画と呼ぶ）を策定しました。

2 位置づけと役割

本計画は、上位計画である「白杵市・野津町新市建設計画」、「第2次白杵市総合計画 ～後期基本計画～」、「第2期 白杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「白杵市国土強靱化地域計画」、「白杵都市計画区域マスタープラン」に即し、関連計画である「白杵市地域公共交通網形成計画」、「白杵市景観計画」、「白杵市地域防災計画」、「白杵市公共施設等総合管理計画」等と連携を図りながら策定しました。



本計画の役割は以下のとおりです。

① 都市づくりの将来像の明確化

これからのまちづくりにおける課題・方針・将来像を明らかにし、まちづくりの実現化を目指します。

② 都市計画の基本的な指針

都市計画を決定又は変更する際の指針となり、市全体のまちづくりに関する計画、事業、施策の全体調整を図ります。

③ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

都市計画をわかりやすく示すことで、市民・事業者・行政の話し合いを円滑に進め、まちづくりを促進する役割があります。

3 対象区域

白杵市全域を対象とします。

4 目標年次

本計画の目標年次は、概ね 20 年後のまちづくりを目指すため、令和 22 年（2040 年）とします。

5 本計画の構成

本計画は、『序章 都市計画マスタープランの改定について』、『第1章 都市の現況と課題』、『第2章 全体構想』、『第3章 地域別構想』、『第4章 実現化方策』の5つで構成しています。

『第2章 全体構想』では、臼杵市全域のまちづくりの方針を示し、『第3章 地域別構想』では「臼杵北部地域」、「臼杵中部地域」、「臼杵南部地域」、「野津地域」の4つの地域に分けてまちづくりの方針を示しています。

第1章 都市の現況と課題

本市を取り巻く現況や時代の潮流を整理し、本市の都市計画に関する課題を全体構想、地域別構想に反映させます。

- 臼杵市の現況
- 住民意向調査の結果
- 臼杵市のまちづくりの整備課題のまとめ

第2章 全体構想

都市づくりの基本理念、基本方針を定め、将来都市構造を示します。また各テーマごとに方針を定めます。

- 都市づくりの目標
- 都市防災の方針
- 土地利用の方針
- 交通体系の整備方針
- 公園緑地整備と自然環境保全の方針
- 下水道の整備方針
- 都市景観の形成方針

第3章 地域別構想

地域の特性や課題等を踏まえて、4つの地域ごとにまちづくりの方針を定めます。

- 臼杵北部地域
- 臼杵中部地域
- 臼杵南部地域
- 野津地域



第4章 実現化方策

本計画を実現するため、進行管理や住民主体となったまちづくりのあり方を示します。

- 都市計画決定又は変更に向けて
- 住民主体のまちづくりに向けて
- 計画の実現に向けて

